

帳 手 徒 生

令和6年度

学校名	墨田区立本所中学校
No.	
姓	母
名	学

身 分 証 明 書

No.

下記の者は、当校
【学校教育法第一条】
あることを証明する。

学 年 第 学 年 組

学校教育法第一条 の生徒で

生年月日 平成 年 月 日生

(次)

写

真

令和 6 年 4 月

住 所

氏 名

生年月日 平成 年 月 日生

発行者

所在地

電

話

学校名

校長

東京都墨田区東駒込
(3625) 0355

墨田区立本所

(4 cm × 3 cm)



—本所のいわれ—

古くは「牛島本所」といわれていた。明暦の大火（1657年）の後、墨東地区の開拓が行なわれ、その頃に、本所築地奉行の職ができ、「本所」という名称が広く用いられるようになった。地名は莊園における本所——莊園の名義上の所有者——という名が遺ったといわれる。

—校章のいわれ—



「ペンと柏と本中」 雪の結晶を図案化し、
ペンは文化を意味し良識を示す。
柏は勇気を意味し、積極精神を示す。

—この手帳の目標—

1. この手帳は、生徒としての身分を明らかにし
中学生としてのプライドを保つためにいつも
所持しよう。
2. 中学生としての生活を、自主的に計画し、研
究し、反省するために、この手帳を役立たせ
よう。
3. 一ヶ年の学校生活を記録し、卒業後も、長く
保存して、なつかしい学校生活の思い出にし
よう。

〔開校記念日 5月10日〕

一目 次一

1. 本校の教育目標	3
2. 校 歌	4
3. 学校の沿革	6
4. 生徒心得	9
・登校・下校	9
・短学活	9
・授業時間	9
・休み時間	9
・給食	9
・清掃	10
・放課後	10
・部活	10
・日直	11
・服装・持ち物	11
・諸届	15
・校外生活	16
5. 生徒会会則	17
6. 生徒会細則	21
7. 役員選挙規則	23
8. 時程表	25
9. 自由欄	
10. 私の生活記録	
11. 諸届欄	

一 教育目標一

「心豊かな たくましい 本中生を育成すること」

「豊かな感性と思いやりの心を培う文武両道の学力向上校」を目指します。本校は、人間尊重の精神と社会貢献の精神を基調として、知徳体の志ある人間教育を眼目に、品格ある学校、静かな学校、きれいな学校、そして、今までできなかったことができるようになる学校を具現化します。そこで、持続可能な知識基盤社会において活躍し幸福な百年人生を実現するとともに、心豊かな人間性とたくましく生き抜く力をもった本中生を育成していきます。そのためには、次の3つの言葉を要とします。

改革 自己改革の情熱と、向上し挑戦する心

真理 真実を学ぶ心と、誠実な心

和合 和みのある豊かな感性と、思いやりの心

一校訓一

「学びあう」

百年人生で生涯学習の時代です。学びあうことは、可能性を開花するとともに、どんな困難をも克服して、明るい社会と幸福な人生につながります。

本所中学校 校歌

今泉忠義 作詞
鎌木創 作曲

Moderato *mp*

かわかすみ あけゆくまちまちよ
もにとよもすものーおとはこ
のくにのゆくてをまもるみー
よここーにすみだのまちー
はあけわたるあけわたるかが
やけぶんかわがまちにさ
かえあれほんじよちゅうーがく

cresc. *mp*

marcato

cresc. *poco* *a* *poco*

rall. *v*

一校 歌一

かわかす
川霞み 明けゆく街々
よもす 四方にとよもす 物音は
この國の 行くてを護る
見よ、ここに
墨田の街は 開けわたる
輝け文化 わが街に
栄えあれ 本所中学

2. 学びやに いそしむ若人 *かこうど*
揚ぐる我等が 諸声は
空高く さやかにひびく
見よ 日々に
知識は広く なり行かん
輝け文化 わが街に
栄えあれ 本所中学

3. 帰り来て 憇える窓々 *いこ*
静かにうつる 燈のもとに
師と親の 教えをたずね
見よ まさに
われらは繼がん この道を
輝け文化 わが街に
栄えあれ 本所中学

一学校の沿革一

- S 22. 4. 1 設立許可（墨田区横川橋4の1、本所工業高等学校内に設立）
5. 10 開校式挙行（以後5月10日をもって開校記念日と定む）
23. 9. 1 校章制定
12. 24 現校舎改築工事落成（普通教室17 特別教室1）現校舎に移転
25. 11. 3 生徒会創立総会開催
27. 5. 23 創立5周年記念式典挙行
28. 5. 10 校歌制定・発表会開催
5. 31 校旗制定
29. 4. 19 特殊学級開設（男子7名）
32. 11. 1 創立10周年記念式典挙行・創立10周年史及び研究集録第1号発行
34. 4. 8 第8期補修工事完了（二階9教室廊下塗装）
9. 30 第9期補修工事完了（校舎外装・窓わく取替え・サッシュ修理）
35. 2. 18 墨田区研究指定校・理科研究発表会
11. 19 文部省指定校として産業教育説明会開催
37. 11. 1 創立15周年記念式典挙行
39. 1. 26 ミルク給食開始
8. 15 沖縄豊見地中学校との第一回交歓会行う
42. 11. 9 開校20周年記念式典

- S 43. 12. 24 調理室完成 給食室完成
44. 11. 13 都、区家庭科研究協力校発表（井口教諭）
47. 7. 10 新校舎改築第1期工事着工
49. 3. 11 区理科研究協力校研究発表会
4. 6 生徒指導について文部省より向う二ヶ年間研究推進校としての指定を受ける。
11. 20 本校の給食指導について文部省よりその指導の優秀なるをもって表彰を受く（徳島市における全国給食全国大会において）
11. 27 開校25周年及新校舎落成記念式典挙行
50. 11. 27 文部省指定生徒指導研究推進校及び区生徒指導研究協力校研究発表会（研究発表及び全校公開授業）
52. 11. 8 開校30周年記念式典挙行
56. 1. 23 都中学校連合演劇発表会に区代表として劇「夕ばえ」を上演
57. 11. 13 開校35周年記念式典挙行
60. 5. 15 60. 61年度墨田区教育委員会研究奨励校指定「基本的生活習慣を身につけ、規律と責任を重んじ意欲的に学校生活を送る生徒を育成する」
61. 10. 27 研究奨励校研究発表
62. 3. 10 開校40周年記念碑除幕式
7. 11 開校40周年記念・王監督来校
11. 11 開校40周年記念式典・祝賀会挙行

- S 63. 5. 12 昭和63～平成3年度墨田区教育委員会
特色ある学校づくり推進校指定「コンピュータの利用による指導法の工夫」
- H 3. 2. 14 研究奨励校研究発表テーマ「一人ひとり
を生かす教育活動、コンピュータを活用
した教科指導の工夫」
10. 31 校舎外装完了
4. 3. 10 校庭改修完了
6. 3. 25 墨田区教育委員会研究推進校「特色ある
学校づくり」(平成3年度～)
9. 10. 23 開校50周年記念・王監督来校
11. 1 開校50周年記念式典挙行
14. 11. 15 開校55周年記念・「かしわ学習」
19. 11. 9 開校60周年記念式典挙行
20. 1. 29 墨田区特色ある学校づくり推進研究協力
校「地域・人材を活用した総合的な学習
の時間ーかしわ学習とほんきタイムー」
研究発表
4. ～ 平成20年度東京都児童・生徒の体力テス
ト実施協力校
28. 12. 20 校庭改修工事完了
29. 11. 18 開校70周年記念式典挙行
- R 2. 12. 22 墨田区教育委員会研究協力校発表
主題「主体的・対話的で深い学びの視点
に立った授業実現」

一生徒心得一

〈校内生活〉

1. 登校・下校

- ① 登・下校のときは交通規則を守る。
- ② 生徒は始業5分前(8:20)までに教室の自席に着
席するように心がける。
- ③ 登・下校のときはより道をしない。

2. 朝学活

- ① 朝学活の時間は8:35～8:40とする。

3. 授業時間

- ① 教科書・學習用具等は授業の始まる前に準備して
おく。
- ② 始業のチャイムが鳴る前には席につく。
- ③ 授業時間の始めと終わりは先生にあいさつをする。
- ④ 真剣に授業をうける。特に私語をつつしむ。

4. 休み時間・昼休み

- ① 休み時間は次の時間の用意をする。
- ② 特別教室への移動は休み時間内に完了する。
- ③ 休み時間は他教室へ出入りしない。
- ④ 予鈴が鳴ったらすぐ教室に入り學習の態勢を整え
る。

5. 給食

- ① 給食当番ははばやく準備や後片づけをする。
- ② 給食当番は白衣と白帽を身につけ衛生に注意する。

- ③ 給食準備中は早く手を洗い教室内で静かに待つ。
給食中（12：45～13：10）は教室から出ない。

6. 清掃

- ① 責任をもって清掃活動をする。
- ② 清掃用具は大切に取り扱う。
- ③ 清掃用具が破損などによって使用できなくなったら、担任の先生か係の先生に届け出て補給をうける。
- ④ 清掃が終ったら用具の後片づけをし、窓をきちんと閉める。
- ⑤ 清掃が終わりしだい担当の先生に報告する。

7. 放課後

- ① 用のない生徒は早く下校する。
- ② 学級の係などの活動は、担任の許可を必要とする。
- ③ 諸活動で遅くなった生徒は、戸締りをきちんとして早く下校する。

8. 部活

- ① 顧問の先生の指示のもと活動する。
- ② 部員は協力して活動し他の部員に迷惑のかからないようにする。
- ③ 欠席する場合には、顧問の先生に申し出る。
- ④ 使用する用具はきちんと管理し、後片づけの際はきちんととの位置にもどす。
- ⑤ 兼部・退部する場合は、顧問の先生と担任の先生にその理由を説明して認めてもらうようとする。
- ⑥ 4月～10月の最終下校時刻は18：30までとし、11月～3月は18：00までとする。

9. 日直

- ① 各クラスにおける日直の仕事を遂行する。
- ② 学級日誌を担任に提出し確認をもらう。

10. 服装・持ち物

- ① I型冬期上衣を着用の際は、下に肌着と白いワイシャツを着用する。夏期は肌着と白いワイシャツを着用する。II・III型冬期上衣を着用の際には下に肌着を着用する。

肌着について、色は白系・ベージュ系を基調とした無地のものを目安とし、肌着の色等がワイシャツから透けないようにする。胸元や襟から出るようなハイネックのシャツ、柄シャツやカラーシャツは着用しない。

- ② 校章・クラス章等は所定の位置に付ける。
- ③ 頭髪は中学生らしい清潔で活動しやすい髪形を基本とする。一つの目安として次に掲げる。

男子：前髪は目にかかる長さとし、横髪は耳に、後髪は襟にかかるないようにする。

女子：前髪は目にかかる長さとし、後髪は肩を越える長さになったら、黒・紺・茶のゴム紐で結び、サイドもきちんととめる。

※ カール等、髪質に手を加えたり、ワックス等での成形、髪の色あいを変えたりしない。

※ 流行を追う髪型はしない。

※ 頭髪を整える際、

(1) サイドのみ極端に刈り上げない。

- (2) 短い部分と長い部分の差を激しくしない。バランスの整った髪型にする。
- ④ 頭髪、顔周りや標準服には飾りをつけない。化粧やピアスはしない。
- ⑤ スカート丈はひざがかくれる程度とする。セーラーの丈をつめない。
- ⑥ くつ下は、
 - I・III型：夏冬ともに白、黒、紺の無地のソックスとし、ワンポイントまで可とする。
 - II型：夏冬ともに白、黒、紺のソックスとし、ワンポイントまで可とする。冬は黒のタイツ（厚さは60デニール以上のもの）でもよい。
- ⑦ 上履きは学校指定のものとする。
- ⑧ 外履は、黒のローファー、黒または白を基調とした靴紐運動靴（紐は同色が望ましい）とする。
- ⑨ かばんは学校指定のバッグとする。
目印になる小さな飾りを1つ付けてよい。
- ⑩ スマートフォン・携帯電話・時計・金銭等の貴重品類は持ってこない。必要な場合は申し出ること。
- ⑪ 学習に必要ないものは学校に持ってこない。
- ⑫ 指定の大バッグに荷物が入りきらない場合は指定のサブバッグを使用する。それでも入りきらないときは華美でない範囲において紙袋、ビニール袋、布袋の持参を認める。
- ⑬ 防寒着は下記のものとする。色は黒、紺、茶、グレーとし、華美でないものとする。

・裏地・ボタン・ヒモも含めて無地を基調とし、華美でないもの。ワンポイントまでは可とする。
丈は極端に長・短でないものとする。

- 冬の寒い時期には、登下校時に下記の手袋・マフラー・ネックウォーマー・ヌードを着用してもよい。
 - ・色は白、黒、グレー、紺、茶、ページュ、クリームを基調とし、華美でないものとする。

※ 使用時には、長く垂れ下がらないように注意する。
- 標準服の下にはスクールセーター、Vネックスクールベスト、カーディガン（ボタンをとめる）を着用してもよい。色は白、黒、グレー、紺、茶、ページュ、クリームを基調とし、無地のものでワンポイントまで可とする。
- ※ 使用時には、標準服の袖や裾から出ないようにする。
- 上記の色、形であればどこで購入されたものでもよい。質問があれば購入前に担任等へ確認する。

※ 1年間を通して、天候、体調等を考慮し、自己、家庭の判断で夏服と冬服のどちらを着用しても良い。ただし、入学式・卒業式の際は冬服標準服とする。



I型上衣



I型スラックス



II型上衣



II型スカート



III型スラックス
(II型上衣と組合せる)

11. 諸 届

- ① 欠席の場合は当日保護者が学校に連絡する。
- ② 事前にわかっている見学・早退・欠課・忌引の場合は、生徒手帳にて届を担任に提出する。
- ③ 通院その他、外出が必要な際は、生徒手帳の連絡欄にその旨を保護者記入の上、担任に提出する。

12. インターネット・SNS利用について

- ① 保護者監督下にないSNS・インターネットの利用はしないようとする（ただし、学校を通して紹介する相談窓口等においてはこの限りではない）。

〈校外生活〉

- ① 規則正しい計画的な生活をする。
- ② 計画的に予習復習をする。
- ③ 中学生にふさわしい行動をする。
- ④ 校外で自分や友人のことで事件事故があった場合、必ず警察、保護者、学校へ連絡する。
- ⑤ 外出するときは、行き先・帰りの時刻・同行者を確實に家人に知らせる。
- ⑥ 友達同士や一人で旅行をしたり、18:00以降ゲームセンター・繁華街等へ行ったりしない。必ず保護者かそれに準ずる成人の責任者が同行する。
- ⑦ 正規の下校時刻より早い場合は、15:30まで自宅学習とする。
- ⑧ 外出時は登下校時以外に標準服、体操着、ジャージ、部活動着は着ない（ただし、冠婚葬祭などにおいてはこの限りではない）
- ⑨ 外出時は交通規則、交通道徳を守る。
- ⑩ 自転車の二人乗りはしない。
- ⑪ 危険な遊びはしない。

一 生徒会会則一

第1章 総 則

- 第1条 本会は墨田区立本所中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本所中学校生徒全員を会員とする。
- 第3条 本会に学校長が指名する顧問教諭をおく。

第2章 目 的

- 第4条 本会は本校の教育方針に基づき、教職員の助言と指導によって次の目的を達成する。
 1. 自治活動を通じて、ひとりひとりが責任と義務を自覚し社会の一員としてのあり方を学ぶ。
 2. 自主的な研究活動を促進し、個性の伸長をはかる。
 3. 自治活動によって、学校生活の充実と向上をはかる。

第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員をおく。
 1. 会長
 2. 副会長
 3. 書記
- 第6条 会長は生徒会を代表し、各委員会をまとめ、その活動の充実をはかる。
- 第7条 副会長は会長を助け会長に事故があるときは、会長の任務を代行する。
- 第8条 書記は会の記録を作り、必要書類を保管し、会の事務上の責任者となる。
- 第9条 役員の任期は後期から次の年の前期終了まで

の1年とする。

第10条 役員に欠員が生じた場合は次点者をくり上げてその任にあてる。

第4章 2つの議決機関

1. 生徒総会

第11条 生徒総会は生徒会最高の議決機関であり生徒全員によって構成する。

第12条 生徒総会は次のことを審議し決定する。

1. 会則の改正
2. その他、会長が必要と認めた重要事項
3. 各委員会の活動方針

第13条 生徒総会は、年1回必ず開く。但し、会長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があるときは臨時に生徒総会を開くことができる。

第14条 議決は過半数の賛成を必要とする。但し、会則改正のときは会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

2. 中央委員会

第15条 中央委員会は次の所属委員で構成する。

1. 生徒会役員
2. 学級委員長
3. 各専門委員長

第16条 会議の議長、副議長、司会、書記は生徒会役員が担当する。

第17条 中央委員会は生徒会全般に関する事項を審議決定する。

第18条 中央委員会は必要に応じて開く。但し会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の要求があるときは臨時に開くことができる。

第19条 議決は委員の過半数の賛成を必要とする。

第5章 専門委員会

第20条 専門委員会の目的を達成するために本会の各部門別の仕事を行う。

第21条 専門委員会は次の7つとする。

1. 学級委員会
2. 生活委員会
3. 美化委員会
4. 図書委員会
5. 保健委員会
6. 給食委員会
7. 放送委員会

第22条 各専門委員会は各学級2名から構成し、正副委員長を選出し、その任期は前期・後期の二期制とする。

第23条 各専門委員会は毎月1回開く。但し、専門委員長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第6章 会議の召集

第24条 生徒総会、中央委員会、役員会は会長が召集し、他の委員会は各委員長、代表者が召集する。

第7章 付 則

第25条 本会に関する一切の議決された事項、活動、行事の最終決定は、学校長の承認を得なければならぬ。

第26条 本会則を改正するときは中央委員会で検討し、生徒総会にはかり決定する。

第27条 中央委員会は、本会則を施行するための細則を定めることができる。但し、本会則の規定に反する細則を定めることはできない。

第28条 各機関の活動日は原則として次のようにする。
各専門委員会は毎月1回を定例とする。また、必要に応じて開くことができる。

一 生徒会細則一

生徒会会則にもとづき、次のような細則をおくものとする。

第1条 執行部

会長、副会長、書記よりなる。

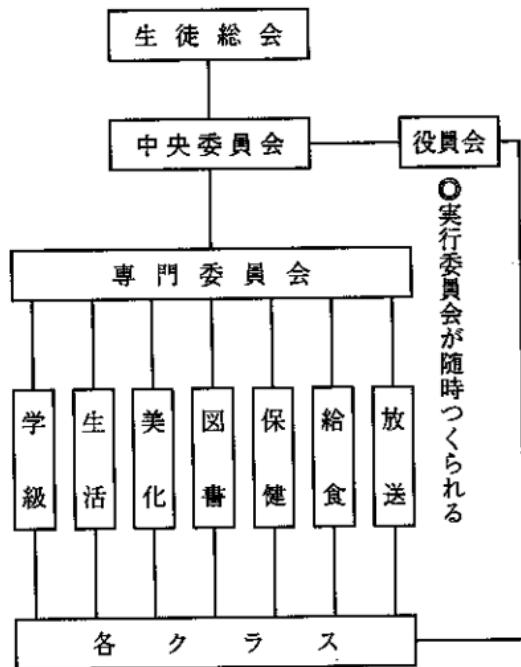
役員会の原案などについて話し合う。また、委員会の諸活動について点検するため、中央委員会を開くことができる。

第2条 中央委員会

執行部が必要に応じて、全委員会の委員長を集め話し合い、伝達を行う。

第3条 各委員会の副委員長を必要に応じて集めることがある。

一 生徒会組織運営表 一



一 役員選挙規則 一

第1章 選挙権及び被選挙権

第1条 本所中学校生徒は、全員選挙権及び被選挙権を有する。

第2章 役員選挙及び立候補

第2条 立候補は、生徒会役員に立候補し、会長、副会長、書記の三役は当選後に内部で決定する。

第3条 役員の選挙は、全生徒の無記名投票によって行われる。

第4条 開票の結果、定数までを当選とする。

第5条 立候補者が同数の得票のときは全校で決選投票を行って決定する。

第6条 立候補者が定数と同数時は信任投票とする。

第7条 信任投票は有効投票の過半数以上の信任票があった場合当選とする。なお不信任の場合で定数以下の場合は補充選挙を行う。

第3章 選挙管理規定

第8条 役員選挙は9・10月中に行う。但し、行事の都合により変更もあり得る。

第9条 会員は各学級から公示2ヶ月前に1名ずつ選挙管理委員を選出して選挙管理委員会（以後委員会とよぶ）を構成する。委員会は、その期間の選挙事務を行う。

第10条 委員会は委員長1名を選んで決める。

第11条 委員は立候補者、推せん責任者になることは

できない。また選挙活動をしてはいけない。

第12条 委員は次の仕事を行う。

1. 立候補者の受付
2. ポスターの大きさ、枚数制限
3. 公示の作成
4. 公報作成
5. 投票用紙の作成と管理
6. 立会演説の開催
7. 投票の監視
8. 開票及び当選者の決定とその公示
9. 異議申し立て受け付け及び処理

第13条 立候補者はすべて生徒会役員候補者として立候補し、定められた書式に立候補者氏名、推せん責任者名、所属学年学級を記入し選挙管理委員に届ける。

第14条 立候補者は推せん責任者に応援演説を依頼することができる。

第15条 選挙は投票により行う。投票は各学級において全校一斉に行う。

第16条 異議の申し立ては書式をもって委員会に提出する。申し立てのあった場合、委員長は委員会を開き審議する。但し申し立ては新役員公示の翌日までとする。

第4章 付 則

第17条 本規則以外のことが生じたときは、今までの慣習に従う。

一時程表一

	6時間授業	5時間授業
登校	8:05~8:20	8:05~8:20
朝学習	8:25~8:35	8:25~8:35
学活	8:35~8:40	8:35~8:40
1校時	8:45~9:35	8:45~9:35
2校時	9:45~10:35	9:45~10:35
3校時	10:45~11:35	10:45~11:35
4校時	11:45~12:35	11:45~12:35
給食	12:35~13:10	12:35~13:10
昼休み	13:10~13:30	13:10~13:30
5校時	13:35~14:25	13:35~14:25
6校時	14:35~15:25	
終学活	15:25~15:35	14:25~14:35
清掃	15:35~15:50	14:35~14:50
下校	15:55	14:55